## 保護者の皆様へ

この登園許可証は、保育園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を 防ぐために必要なものです。板橋区医師会の御厚意により、板橋区医師会所属 の医療機関に限り、文書料のみ無料になります。乳幼児医療証のある方は、診 察料も無料です。保険証と乳幼児医療証を持って受診してください。(大学病院 や公立病院は、文書料が無料になりません。)

## <登園許可証が必要な感染症>

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を 経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	7 9 9 9
急性出血性結膜炎	

以下の病気についても登園許可証の対象になります(登園の目安に ついては、診察した医師の判断によります)。

その他 | 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウィルス 性肝炎、RSウィルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂しん(とびひ)

## \*上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

## ご診察いただいた先生へ

板橋区と板橋区医師会との取り決めで、板橋区医師会所属の医療機関では 登園許可証にかかる文書料が無料となっております。 ご配慮のほど、よろしくお願い申しあげます。

登園許可証 サクラナーサリー成増 氏名 疾患名 1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。 2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。 3. その他 上記を証明します。 年 月 Н

医療機関名

医師氏名